

報告第 1 号

環境政策課公用車の事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての専決処分の報告について

西海町七釜郷の国道 202 号で発生した公用車の事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 5 年 2 月 2 4 日

西海市長 杉澤 泰彦

専決処分第 1 号

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 2 月 1 6 日 専決

西海市長 杉澤 泰彦

環境政策課公用車の事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて

西海町七釜郷の国道 202 号で発生した公用車の事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するものとする。

- | | |
|---|---|
| 1 | 相手方住所
氏名 |
| 2 | 損害賠償額 234,586 円 |
| 3 | 事故の発生概要
発生日時 令和 4 年 10 月 18 日 午前 9 時 40 分頃
発生場所 西海市西海町七釜郷七釜大橋交差点付近
国道 202 号 |
| 4 | 事故の状況
西海町七釜郷の七釜大橋付近の国道 202 号において、西海市リサイクルセンターに勤務する会計年度任用職員が、走行車線脇の車両に気をとられ、前方不注意により走行車線上の前方車両に追突した際に、当該前方車両の助手席に搭乗していた者を負傷させたものです。 |

公用車事故等発生概要書

相手方	氏名			
	住所			
事故日時	令和4年10月18日 午前9時40分頃			
車名等		事故原因	当方の前方不注意	
事故場所	西海市西海町七釜郷七釜大橋交差点付近 国道202号			
警察届出	無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> (西海警察署)	事故区分	<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 対物 <input checked="" type="checkbox"/> 対人	
事故概要	西海町七釜郷の七釜大橋付近の国道202号において、西海市リサイクルセンターに勤務する会計年度任用職員が、走行車線脇の車両に気をとられ、前方不注意により走行車線上の前方車両に追突した際に、当該前方車両の助手席に搭乗していた者を負傷させたもの。			
事故状況図				
損害見積額	234,586円	損害賠償の方法	① 損害賠償保険 (加入保険会社名：一般財団法人全国自治協会) 2. その他 ()	